

キャンペーンの対象となる商品を販売するためには、**キャンペーン事務局に登録申請を行い、参加事業者としての指定を受ける必要があります**、7月22日から仮登録申請手続きが開始されています。

(1) 参加登録の対象者

- ① 旅行業者等
- ② **予約・宿泊の記録を独立した第三者機関に保管することができる仕組みを有し、当該記録を宿泊の事実を裏付けるものとして事務局に提出することができる宿泊施設を運営する者**

➡ **「第三者機関」に予約等の情報を保管できない場合は、キャンペーンの対象商品を自ら販売できません。**

日本旅行業協会HP



観光庁HP



第三者機関とは

「宿泊施設が直接受けた予約記録及び実績の集約管理及び給付枠管理を独立して適正に行える仕組みを有し、宿泊施設からの委託を受けている」機関のことを指し、観光庁の資料では、「観光協会・DMO・温泉組合・システム会社等」とされています。

第三者機関としての登録を受けるための詳細な条件が示されていないため、現時点では、海の京都DMOや京丹後市観光公社では、第三者機関になりうかどうか判断できかねます。そのため、**自社サイトや電話予約でのキャンペーン対象商品の販売を希望される施設様におかれましては、上記の機能を持つシステム会社等への委託を前提に参加登録をお勧めします。**

- (2) **登録方法** 希望する参加方法により、申込方法と申込期間が異なります。各施設において参加方法をご検討の上、期間内に登録申請をお願いします。
なお、現在の登録は仮登録で、後日発表される様式により、改めて、正式登録が必要となります。

① **旅行会社やオンライン予約サイトを介してのみ、Go To トラベル事業の対象商品を販売されたい宿泊施設の方**
＝ **宿泊施設が行う電話や自社サイトでのお客様への直接販売は、キャンペーンの対象外となります。**

- ・登録方法：**情報登録**
- ・登録期間：①7月22日～7月26日（終了）、②7月27日～8月31日 のいずれか
- ・登録フォーム：https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSe90ps88To1f8c4aBUEoU_zfaNzbBE1dbv-xKYmV9vBAR3fzw/viewform

② **旅行会社・オンライン予約サイト以外にも、電話や自社サイトでおお客様への直接予約を受け付けて、Go To トラベル事業の対象商品を販売されたい宿泊施設の方**
＝ **「第三者機関」に予約等の情報を保管できることを条件に、キャンペーン事務局から配分される割引額予算の範囲内で販売できます。**

- ・登録方法：**給付枠申請（宿泊施設）**
- ・登録期間：①第1期申請 7月27日～8月3日（8月10日頃配分決定）②第2期申請 8月11日～8月21日（8月31日頃配分決定）
- ・登録フォーム：<https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSf19Mf7ruL1NjDlvrOG81Pr70s6lHSJpSqvxhPLU4KC4qrjA/viewform>

この登録フォームには、給付金の配分枠管理を行う「**第三者機関の名称**」を入力する欄があり、必須項目となっています。

現在、観光公社が把握している第三者機関は、株式会社ピアトゥーが運営する「STAYNAVI（ステイナビ）」のみです。

この「STAYNAVI」は、サイトへの登録により、個別施設による上記の給付枠申請、販売価格（割引前・割引後）の表示、宿泊割引クーポンと地域共通クーポンの発行、事務局への給付金請求を代行するとされています。**利用には、宿泊予約額の1.5%の委託管理費用が必要です。**

詳細はこちら⇒「STAYNAVI」サポートセンター TEL：03-5050-0318（9:00-18:00）／URL：<https://gotoinfo.staynavi.direct/>

Go To トラベルキャンペーンの参加登録について

下記は、現在、観光公社が把握している第三者機関、株式会社ピアトゥーが運営する「STAYNAVI（ステイナビ）」の概要です。
HPから抜粋した情報によるものですので、**詳細は上記事業者に直接お問い合わせください。**

1 STAYNAVI（ステイナビ）でできるとされていること

- ・個別施設によるキャンペーン事務局への給付枠申請の代行（旅行会社やOTAでの販売についての情報登録も不要となる。）
- ・STAYNAVIサイト上への施設の掲載と施設公式サイトへの予約誘導
- ・宿泊割引クーポンの発行
- ・地域共通クーポンの枚数計算と引換券の発行
- ・予算上限管理、キャンペーン事務局への給付金申請業務、事務局からの給付金送金業務

2 STAYNAVI（ステイナビ）への登録方法

- ①サイトURL (<https://gotoinfo.staynavi.direct/>) にアクセスし、サイトからのメールを受信する。
（全旅連、日本旅館協会、シティホテル連盟等加盟宿では、既にFAXでIDが届いている施設があります。）
- ②審査情報を入力し、審査完了後、IDが発行され、利用スタート

3 STAYNAVI（ステイナビ）での利用・精算方法

- ①宿泊施設は、キャンペーン専用プランを作成
- ②宿泊施設は、自社サイトや予約確認メールに、STAYNAVIへのバナーやリンクを貼る。（バナーデータはSTAYNAVIサイトからダウンロード可。）
- ③お客様は、宿泊施設のHPでプランを予約
- ④お客様が、宿泊施設からの予約完了メール等からSTAYNAVIに遷移。宿泊割引クーポンと、地域共通クーポン引換券（9月以降）を発行
- ⑤STAYNAVIから、宿泊施設に事前に割引対象者リストが届く
- ⑥お客様が、宿泊日当日、STAYNAVIで発行した宿泊割引クーポンを持参
- ⑦宿泊施設は、本人確認と宿泊割引クーポンを確認し、STAYNAVIのチェックインリストに確定入力
- ⑧宿泊施設は、チェックアウト日にSTAYNAVIのシステムに実績を入力
- ⑨キャンペーン事務局には、STAYNAVIが自動的に実績報告を行う
- ⑩キャンペーン事務局からの割引額は、STAYNAVI委託先から送金される

※電話予約の場合は、宿泊施設が代理でSTAYNAVIに入力し、宿泊日当日にお客様にサインをもらうことで同様の対応が可能となる。

4 STAYNAVI（ステイナビ）の利用経費

利用には、キャンペーン適用分の宿泊予約総額の1.5%の委託管理費用が必要です。 GoToキャンペーン実施期間中は、通常の取扱手数料（3%）は無料。

5 STAYNAVI（ステイナビ）の連絡先

「STAYNAVI」サポートセンター TEL：03-5050-0318（9:00-18:00）／ URL：<https://gotoinfo.staynavi.direct/>

